

市第 146 号議案

横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部改正

横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 13 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部を改正する
条例

横浜市知的障害者生活介護型施設条例（平成15年 3 月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市松風学園に設置している知的障害者福祉ホーム及び知的障害者短期宿泊訓練施設を廃止するため、横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市知的障害者生活介護型施設条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（知的障害者福祉ホーム等）

第 11 条 横浜市松風学園に、知的障害者を対象とする法第 5 条第 28 項に規定する福祉ホーム及び在宅の知的障害者の生活能力訓練事業等を行うための知的障害者短期宿泊訓練施設を置く。

2 前項の施設を利用できる者は、知的障害者、その保護者その他市長が認めた者とする。

3 第 1 項の施設を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

4 第 5 条の規定は、第 1 項の施設の利用の保留又は制限について準用する。

5 第 1 項の福祉ホームを利用する者は、月額 10,500 円の使用料を納付しなければならない。

6 前項の使用料の額を算出する基礎となる期間が 1 月に満たないとき、又は当該期間に 1 月未満の端数があるときは、当該期間又は当該端数期間に係る使用料の額は、日割りをもって計算する。
（横浜市つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会）

第 11 条 （本文省略）

第 12 条
（委任）

第 12 条 （本文省略）
第 13 条